

第3節 回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第65条 普通回数旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 普通回数旅客運賃

イ. 大人の普通回数旅客運賃は、11券片つづりとし、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

ロ. 小児の普通回数旅客運賃は、11券片つづりとし、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(2) 通学回数旅客運賃

イ. 大人の通学回数旅客運賃は、13券片つづりとし、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

ロ. 小児の通学回数旅客運賃は、13券片つづりとし、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。